

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営都市公園「奥びわスポーツの森」の水泳プールを廃止するため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 奥びわスポーツの森の水泳プールに関する規定を削除することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	水泳プール	7月の第2土曜日から7月19日までの間の土曜日、日曜日および休日ならびに7月20日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
	会議室 グラウンド ゴルフ場	1月4日から12月28日まで	

を	会議室 グラウンド ゴルフ場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	に改める。
---	----------------------	----------------	--------------	-------

別表第 2 第 2 項の表水泳プールの項を削り、別表第 2 第 2 項注 1 中「、水泳プールの使用を除き」を削り、同項注 3 中「または水泳プール」を削り、同項中注 4 を削り、注 5 を注 4 とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧				新			
本則 省略				本則 省略			
別表第1 (第5条の2、第5条の3関係)				別表第1 (第5条の2、第5条の3関係)			
都市公園の名称	公園施設の名称	供用日	供用時間	都市公園の名称	公園施設の名称	供用日	供用時間
文化ゾーン	(略)	(略)	(略)	文化ゾーン	(略)	(略)	(略)
奥びわスポーツの森	多目的運動広場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、1月、2月および12月にあつては、午前9時から午後5時までとする。	奥びわスポーツの森	多目的運動広場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、1月、2月および12月にあつては、午前9時から午後5時までとする。
	テニスコート				テニスコート		
	水泳プール	7月の第2土曜日から7月19日までの間の土曜日、日曜日および休日ならびに7月20日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで		会議室	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	会議室 グラウンド ゴルフ場	1月4日から12月28日まで			グラウンド ゴルフ場		
別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)				別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)			
1 文化ゾーン集会所 (省略)				1 文化ゾーン集会所 (省略)			
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等				2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			

区分	金額	備考
多目的運動広場	円 1,730	広場を占用する 場合に 限る。
	2時間につき	
多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800	
	3分の2点灯1時間につき 2,500	
テニスコート	1面2時間につき 800	
テニスコート照明設備	1面1時間につき 730	
グラウンドゴルフ場	1人1回につき 350	
	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 680
	その他の者	同 1,030
水泳	幼稚園、小学校、同 280	

区分	金額	備考
多目的運動広場	円 1,730	広場を占用する 場合に 限る。
	2時間につき	
多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800	
	3分の2点灯1時間につき 2,500	
テニスコート	1面2時間につき 800	
テニスコート照明設備	1面1時間につき 730	
グラウンドゴルフ場	1人1回につき 350	
	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 680
	その他の者	同 1,030
会議室	1時間につき 380	

プ ー ル	中学校、義務教 育学校もしくは 中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者		
	生徒等	同	350
	その他の者	同	500
	会議室	1時間につき	380

注

- 1 県外居住者については、水泳プールの使用を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 多目的運動広場またはテニスコートを午前9時から正午までの間に限って使用する場合において、その使用時間が2時間を超えるときの額は、2時間を単位とする額とその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がグラウンドゴルフ場または水泳プールを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 3歳未満の者が水泳プールを使用する場合は、無料とする。
- 5 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 多目的運動広場またはテニスコートを午前9時から正午までの間に限って使用する場合において、その使用時間が2時間を超えるときの額は、2時間を単位とする額とその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。